

新消費税率で住宅を取得した方へのお知らせ

- 引上げ後の消費税率で新たに住宅を取得された方については、国の支援制度を受けられる場合があります。
- 支援制度を利用する場合は、所定の申請手続を行う必要がりますのでご注意下さい。

支援制度1

住宅ローン減税(住宅借入金等特別控除)

- 住宅ローンの金利負担を軽減するため、年末のローン残高の1%を所得税（一部、翌年の住民税）から控除する制度です。
- 10年間継続して控除を受けることができるため、大きな減税効果があります。
- 消費税率の引き上げに伴い制度を大幅に拡充しました。

(注) 消費税率5%で住宅取得される場合でも利用可能です（減税効果は少なくなります）。

要件について 対象住宅等について床面積等の要件があります。

対象となるかどうかについては、住宅事業者にご相談下さい。

詳細について 国土交通省又は国税庁のホームページをご覧下さい。

制度利用方法

取得住宅に入居した年の次の年の確定申告で申請して下さい。

住宅ローン借入者毎に適用されます。

支援制度2

すまい給付金

- 自らが居住する住宅を新消費税率で取得された方に対し給付金を交付する新たな制度です。（注）消費税率5%で住宅取得する場合は給付対象外です。
- 給付金額は、住宅取得者の収入に応じて決まります。（下表参照）。

給付額について（消費税率8%時）

給付額は下表の給付額に登記上の持分割合を乗じた額となります。

(参考)収入額の目安	住民税(都道府県)所得割額 ^注	給付額
425万円以下	6.89万円以下	30万円
425万円超475万円以下	6.89万円超8.39万円以下	20万円
475万円超510万円以下	8.39万円超9.38万円以下	10万円

注 神奈川県の場合は左表と異なります。

要件について 対象住宅等について床面積や検査等の要件があります。

対象となるかどうかについては、住宅事業者にご相談下さい。

詳細について すまい給付金ホームページ又は電話問い合わせ窓口まで（下記参照）。

制度利用方法

引渡しを受けてから1年以内に郵送又は窓口で申請することが必要です。

住宅取得者毎に申請して下さい（事業者等による手続代行も可能）。

※ 申請先・申請方法については、すまい給付金ホームページをご参照下さい。

[すまい給付金ホームページ] <http://sumai-kyufu.jp/>

[電話問い合わせ窓口] 0570-064-186